

「令和 3 年度版」

地域環境保全タイプの留意事項について

このことについて、佐賀森林山村対策地域協議会で下記のように定めたので事業の実施に当たっては留意してください。

1 地域環境保全タイプの竹林整備と侵入竹除去について

竹林整備の国の交付金については、28.5万円ですが、2年目以降は、里山林保全又は、森林資源利用タイプの12万円に対応することになります。

また、タケノコ生産のための竹林整備と侵入竹の除去では整備の方法が相違するので標準的な作業例を示すと以下のとおりとなります。

(1) タケノコ生産のための竹林整備方法

- ①1年目：概ね2000本/haになるように抜き切り
- ②2年目：2000本/haのうち古い親竹1/5程度を伐採し、残したタケノコを親竹とする
- ③3年目：2年目と同じ繰り返し、以降この繰り返し

* モニタリングの目標は、2,000本/ha又は、活動組織が目指す本数

(2) 侵入竹の除去方法

- ①1年目：全部伐採
- ②2年目：タケノコ時に鎌などで伐採、または若竹時に伐採(地下茎に養分を貯めない)
- ③3年目：2年目と同じ(地下茎に養分を貯めない)

* 除草剤などを散布することもある

侵入竹除去の場合は、モニタリングの目標を0本とすること

2 地域環境保全タイプの里山林保全活動の雑草木の除去、刈払いについて

人工林(スギ、ヒノキ)と雑木林(広葉樹林)では雑草木の除去は相違することに留意

(1) 人工林の雑草木の除去、刈払いについて

原則として、概ね 10年生以上のスギ・ヒノキ林での雑草木の除去は、同一箇所では1年目のみ除伐として交付金を交付し、2年目以降の雑草木の除去は認められません。

これは、1年目に雑草木の除去を実施した場所は、2年目に間伐を実施する際の安全確保を目的とした作業として認められたものですので、2年目は間伐作業が必須となります。

* 除伐のモニタリングは1m以上の雑木、枯損木等の本(株)数とし目標は0本

* 間伐のモニタリングは相対幹距比 又は間伐率

また、人工林内にサカキなど花卉類等を植栽した場合、2年間は下刈り作業が実施できるものとしております。

この場合、タイプは里山林保全タイプで実施することとなります。(植栽1年目、下草刈り2~3年目)

* 下草刈りのモニタリングは、対象木以外の雑草木の被覆率とし目標は0%

人工林における標準的な作業の事例を示すと以下のとおり。

- ①人工林(植栽後5年以内):下草刈りは必要
- ②人工林(植栽後6年以上):成長の程度によっては下草刈りが必要
- ③人工林(10年生以上):原則、下草刈りは不要、つるきり、除伐など
- ④人工林(20年生以上):間伐など

(2) 広葉樹林の雑草木の除去、刈払い

①クヌギやケヤキなど植栽した広葉樹林は上記の人工林と同じ

②天然性の広葉樹林(シイ、カシ林)の整備は、目的を明確にするため、「下層植栽が衰退・荒廃し、多面的な機能を発揮させるために抜き切り等を行う必要がある場合などに、原則1年のみ」認められます。

* 抜き切りのモニタリングは相対幹距比の増 又は5cm以上の広葉樹の本数や胸高断面積の減などとし目標は組織で決定

3 令和元年度からの新たな取扱(4年目以降の取扱)

1 期目に実施した、同じ場所の同じ活動は、4年目以降は認められませんので、留意をお願いします。